

消費税法

(解答)

第72回

〔第一問〕 － 50点 －

問 1 25

(1)について 17

1. 特定課税仕入れの意義 3

特定課税仕入れとは、課税仕入のうち、特定仕入れに該当するものをいう。

ここで、課税仕入れとは、事業者が、他の者から事業として、資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供（※1）を受けることをいう（※2）。

（※1） 所得税法に規定する給与等を対価とする役務の提供を除く。

（※2） 他の者が事業として、資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲渡等（免税とされるものを除く。）に該当することとなるものに限る。

また、特定仕入れとは、事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等をいう。

2. 特定課税仕入れに係る対価の返還等の意義 3

特定課税仕入れに係る対価の返還等とは、値引き・割戻しをしたことにより、その特定課税仕入れに係る支払対価の額の全部若しくは一部の返還又はその支払対価の額に係る買掛金その他の債務の額の全部若しくは一部の減額をいう。

3. 特定課税仕入れに係る支払対価の意義 2

特定課税仕入れに係る対価の額をいい、対価として支払い、又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物、権利その他経済的な利益の額をいう。

4. 内容と要件 5

事業者（免税事業者を除く。）が、国内において行った特定課税仕入れにつき、特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、その特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から、同期間における特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の合計額を控除する。

特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額は、その返還を受けた金額又は減額を受けた債務の額に $7.8/100$ を乗じて算出した金額をいう。

特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の控除の規定については、事業者がその金額の明細を記録した帳簿を保存しない場合には、その保存のない特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額については、適用しない。

但し、災害その他やむを得ない事情により保存できなかったことを証明した場合は、この限りでない。

また、事業者は、その帳簿を整理し、その閉鎖の日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、納税地、又は事務所等の所在地に保存しなければならない。

5. 相続、合併又は分割があった場合 ④

(1) 相続による事業承継があった場合

相続により被相続人の事業を承継した相続人が、被相続人により行われた特定課税仕入れについて、特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、その相続人が行った特定課税仕入れにつき特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けたものとみなして、上記の規定を適用する。

(2) 合併・分割による事業承継があった場合

(1)の規定を準用する。

(2)について ⑧

1. 価格の表示 ④

事業者（免税事業者を除く。）は、不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等及び輸出免税取引を除く。）を行う場合において、あらかじめ課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の価格を表示するときは、その資産又は役務に係る消費税額及び地方消費税額を含めた価格を表示しなければならない。

ただし、その事業者が専ら他の事業者に課税資産の譲渡等を行う場合には、この限りでない。

2. 価格の表示の対象となるかの判定 ①×4

イ. スーパーマーケットのチラシに表示する価格

不特定多数の者に対して、あらかじめ価格を表示するものであるから、対象となる。

ロ. 卸売業者が小売店向けに作成した業務用商品カタログに表示する価格

もっぱら他の事業者に対するものであるから、対象とならない。

ハ. 見積書に表示する価格

不特定多数の者に対するものではないから、対象とならない。

ニ. 口頭で伝える価格

あらかじめ価格を表示するものではないから、対象とならない。

問2

(1) 船荷証券の譲受け ⑤

船荷証券の譲渡は、当該船荷証券に表彰されている貨物の譲渡であるから、原則として当該船荷証券の譲渡が行われる時において当該貨物が現実には所在している場所により国内取引に該当するかどうかを判定する。

本問において、船荷証券に表彰される商品は、日本国内に持ち込まれていないため、国内において事業者が行った資産の譲渡等に該当せず、課税の対象とはならない。従って、仕入税額控除の対象とはならない。

(2) 特許権の譲渡 ⑤

2以上の国で登録されている特許権の譲渡については、権利の譲渡又は貸付けを行う者の住所地（本店等の所在地）により国内取引の判定を行う。

本問において、特許権の譲渡を行うA社の本店所在地は日本国内であることから、外国法人Dに対するアメリカで登録された特許権の譲渡は、国内において事業者が行った資産の譲渡等に該当する。従って、非居住者である外国法人Dへの特許権の譲渡は、輸出免税取引となるため、課税売上割合の計算上、資産の譲渡等の対価の合計額及び課税資産の譲渡等の対価の額の合計額に含めることになる。

(3) 株式の譲渡（株券不発行+非上場） ⑤

株券不発行で、かつ、振替機関等が取り扱わない株式の譲渡については、株式を発行した法人の本店、主たる事務所その他これらに準ずるものの所在地により判定する。

本問において、株式を発行したE社は外国法人であり、その本店所在地は国外であることから、A社が国内に本店を有するF社に行った外国法人E社の株式の譲渡は、国内において事業者が行った資産の譲渡等に該当せず、課税の対象とはならない。従って、消費税法上の取扱いは生じない。

問2

(4) 非居住者に対する貸付金の利息 ㊦

非居住者に対する貸付金から生じる受取利息は、非課税資産の輸出等に該当する。

従って、A社が外国法人Gから収受した受取利息については、課税売上割合の計算上、資産の譲渡等の対価の合計額及び課税資産の譲渡等の対価の額の合計額に含めることになる。

(5) 登録国外事業者以外から受けた消費者向け電気通信利用役務の提供 ㊦

登録国外事業者以外から受けた事業者向け電気通信利用役務の提供以外の電気通信利用役務の提供については、仕入税額控除の適用は認められない。

本問において、A社は、外国法人H社からインターネットを介して事業者向けの専門誌（電子書籍）の配信を受け購入しているが、広く消費者を対象とされている書籍の販売であることから、「事業者向け電気通信利用役務の提供以外の電気通信利用役務の提供」に該当する。また、H社はこれまで、日本の税務に係る申請手続を行ったことはないことから、登録国外事業者に該当しない。従って、電子書籍の配信に対する対価に係る消費税額について、仕入税額控除の適用は認められず、消費税法上の取扱いは生じない。

〔第二問〕 - 30点 -

問1 30

I 各課税期間の納税義務の有無の判定

【前々課税期間 (自令和3年2月1日 至令和3年3月31日)】 3

計 算 過 程

(1) 小規模事業者に係る納税義務の免除による判定

設立1期目のため、基準期間はない。 ∴ 適用なし

(2) 消費税課税事業者選択届出書の提出による判定

設立後、「消費税課税事業者選択届出書」を提出していない。

(3) 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例による判定

設立1期目のため、特定期間はない。 ∴ 適用なし

(4) 相続・合併・分割等に係る納税義務の免除の特例による判定

相続・合併・分割等は行っていない。 ∴ 適用なし

(5) 新設法人の納税義務の免除の特例による判定

1. 新設法人の2要件へのあてはめ

① 基準期間がないこと

基準期間なし

② 事業年開始の日における資本金が1千万円以上であること

 $9,900,000 < 10,000,000$

2. 適用の有無

1. ②の要件を満たしていないため、適用なし。

(6) 特定新規設立法人の納税義務の免除の特例による判定 2

1. 特定新規設立法人の4要件へのあてはめ

① 基準期間がないこと

基準期間なし

② 事業年開始の日における資本金が1千万円未満であること

 $9,900,000 < 10,000,000$

③ 発行済株式の50%超が他の者により直接保有されていること (特定要件)

乙社 198株/198株 = 100% > 50%

④ ③の他の者又はその特殊関係人のうち、いずれかの課税売上高※が5億円を超えていること

※ 新設開始日 (R3.2/1) の属する事業年度の基準期間に相当する期間における課税売上高

イ) 第25期: H30.4~H31.3 (R3.2/1の2年前の前日から1年を経過する日までに終了した乙社の事業年度)

a) $(446,744,369 - \text{非課税 } 14,296,524) \times \text{旧税率 } 100/108 = 400,414,671$ b) 返還等 $35,969,628 \times \text{旧税率 } 100/108 = 33,305,211$ c) $(400,414,671 - 33,305,211) \times 12/12 = 367,109,460 \leq 500,000,000$

ロ) 第26期: H31.4~R2.3 (R3.2/1の1年前の前日からR3.1/31までに終了した乙社の事業年度)

a) $(164,982,342 - \text{非課税 } 5,436,322) \times \text{旧税率 } 100/108 + (269,251,693 - \text{飲食料品 } 197,932,809 - \text{非課税 } 8,489,497) \times 100/110 + \text{飲食料品 } 197,932,809 \times \text{軽減税率 } 100/108 = 388,116,539$ b) 返還等 $11,305,596 \times \text{旧税率 } 100/108 + \text{返還等 } (17,712,832 - \text{飲食料品 } 16,545,118) \times 100/110 + \text{飲食料品返還等 } 16,545,118 \times \text{軽減税率 } 100/108 = 26,849,255$ c) $(388,116,539 - 26,849,255) \times 12/12 = 361,267,284 \leq 500,000,000$

ハ) 第27期期首~6ヶ月: R2.4~9 (R3.2/1の1年前の前日からR3.1/31の間に乙社の事業年度開始日以降6月末が到来する場合のその6月)

a) $(244,320,357 - 200,051,572 - 6,975,873) \times 100/110 + 200,051,572 \times 100/108 = 219,135,584$ b) 返還等 $(15,132,375 - \text{飲食料 } 14,968,231) \times 100/110 + 14,968,231 \times \text{軽減税率 } 100/108 = 14,008,694$ c) $219,135,584 - 14,008,694 = 205,126,890 \leq 500,000,000$

2. 適用の有無

1. ④の要件を満たしていないため、適用なし。

以上、(1)~(6)より、前々課税期間の納税義務はない。

【前課税期間（自令和3年4月1日 至令和4年3月31日）】 ㊦

計 算 過 程

1. 令和3年4月1日～令和3年6月30日（期首～分割等のあった日の前日）の判定 （単位：円）

(1) 小規模事業者に係る納税義務の免除による判定

設立2期目のため、基準期間はない。 ∴ 適用なし

(2) 消費税課税事業者選択届出書の提出による判定

設立後、「消費税課税事業者選択届出書」を提出していない。

(3) 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例による判定

- ① 前事業年度 2ヶ月 ≤ 7ヶ月 ∴ 短期事業年度
- ② 前事業年度に設立されているため、前々事業年度なし ∴ 特定期間なし
- ③ 適用なし

(4) 相続・合併・分割等に係る納税義務の免除の特例による判定

相続・合併・分割等は行っていない。 ∴ 適用なし

(5) 新設法人の納税義務の免除の特例による判定

1. 新設法人の2要件へのあてはめ

- ① 基準期間がないこと
基準期間なし
- ② 事業年開始の日における資本金が1千万円以上であること
 $9,900,000 < 10,000,000$

2. 適用の有無

1. ②の要件を満たしていないため、適用なし。

(6) 特定新規設立法人の納税義務の免除の特例による判定 ㊧

1. 特定新規設立法人の4要件へのあてはめ

- ① 基準期間がないこと
基準期間なし
- ② 事業年開始の日における資本金が1千万円未満であること
 $9,900,000 < 10,000,000$
- ③ 発行済株式の50%超が他の者により直接保有されていること
乙社 100% > 50%
- ④ ③の他の者又はその特殊関係人のうち、いずれかの課税売上高※が5億円を超えていること
※ 新設開始日（R3.4/1）の属する事業年度の基準期間に相当する期間における課税売上高

イ) 第26期：H31.4～R2.3（R3.4/1の2年前の前日から1年を経過する日までに終了した乙社の事業年度）

 $361,267,284 \leq 500,000,000$

ロ) 第27期：R2.4～R3.3

事業年度終了の日の翌日から新設開始日の前日までの期間が2月未満のため適用なし

ハ) 第27期期首～6ヶ月：R2.4～9（R3.4/1の1年前の前日からR3.1/31の間に乙社の事業年度開始日以降6月末が到来する場合のその6月）

 $205,126,890 \leq 500,000,000$

2. 適用の有無

1. ④の要件を満たしていないため、適用なし。 ∴ 令和3年4月1日～令和3年6月30日は、納税義務なし

2. 令和3年7月1日～令和4年3月31日（分割等のあった日～期末）の判定

(1) 分割等に係る納税義務の免除の特例による判定 ㊨

イ) 第26期：H31.4～R2.3（分割事業年度開始の日の2年前の前日から1年を経過する日までに終了した乙社の事業年度）

 $361,267,284 > 10,000,000$

∴ 令和3年7月1日～令和4年3月31日は、納税義務あり

【当課税期間 (自令和4年4月1日 至令和5年3月31日)】 ③

計 算 過 程

(1) 小規模事業者に係る納税義務の免除による判定 ①

(単位：円)

① 基準期間 (R3. 2/1~R3. 3/31) における課税売上高
 免税のため税抜不要 ∴ 326,550 - 返還等 25 = 326,525

② 判定

$326,525 \times 12/2 = 1,959,144 \leq 10,000,000$ ∴ 適用なし

(2) 消費税課税事業者選択届出書の提出による判定

設立後、「消費税課税事業者選択届出書」を提出していない。

(3) 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例による判定 ①

① 特定期間 (R3. 4/1~R3. 9/30) の課税売上高

イ) R3. 4/1~R3. 6/30 : 免税のため税抜不要 5,355,541 - 非課税売上 1,107,637 = 4,247,904

R3. 7/1~R3. 9/30 : (7,505,812 - 飲食料品 1,148,523 - 非課税 1,278,032) \times 100/110

+ 飲食料品 1,148,523 \times 軽減税率 100/108 = 5,680,953

∴ R3.4/1~R3.6/30 (免税) 4,247,904 + R3.7/1~R3.9/30 5,680,953 = 9,928,857

ロ) R3. 4/1~R3. 6/30の返還等 : 免税のため税抜不要 9,247

R3. 7/1~R3. 9/30の返還等 : 飲食料品 39,269 \times 軽減税率 100/108 = 36,360

∴ R3.4/1~R3.6/30 (免税) の返還等 9,247 + R3.7/1~R3.9/30の返還等 36,360 = 45,607

ハ) イ) 9,928,857 - ロ) 返還等 45,607 = 9,883,250

② 判定

$9,883,250 \leq 10,000,000$ ∴ 適用なし

(4) 分割等に係る納税義務の免除の特例による判定 (分割事業年度の翌事業年度) ①

① 課税売上高 : 乙社の第27期 (R2. 4~R3. 3) 事業年度開始日の2年前の前日から1年を経過する日までに終了した乙社の事業年度

イ) (244,320,357 - 飲食料品 200,051,572 - 非課税 6,975,873 + 275,319,504 - 飲食料品 225,566,430

- 非課税 7,827,078) \times 100/110

+ 飲食料品 (200,051,572 + 225,566,430) \times 軽減税率 100/108 = 466,107,931

ロ) 返還等 (15,132,375 - 飲食料品 14,968,231 + 17,064,166 - 飲食料品 16,902,282) \times 100/110

+ 返還等 (飲食料品 14,968,231 + 飲食料品 16,902,282) \times 軽減税率 100/108 = 29,806,123

ハ) イ) 466,107,931 - ロ) 返還等 29,806,123 = 436,301,808

② 判定

$436,301,808 \times 12/12 = 436,301,808 > 10,000,000$ ∴ 納税義務あり

1. 前々課税期間（自令和3年2月1日 至令和3年3月31日）の納税義務の判定

（結論） 納税義務なし

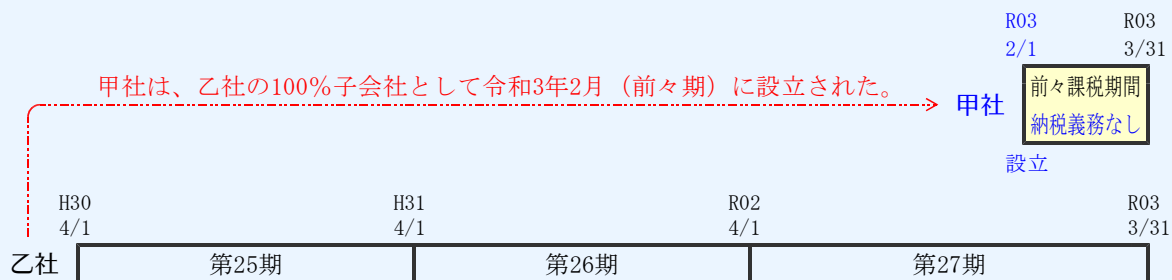
- (1) 小規模事業者に係る納税義務の免除による判定
- (2) 消費税課税事業者選択届出書の提出による判定
- (3) 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例による判定
- (4) 相続・合併・分割等に係る納税義務の免除の特例による判定
- (5) 新設法人の納税義務の免除の特例による判定
- (6) 特定新規設立法人の納税義務の免除の特例による判定

全ての判定で
納税義務なし

上記(1)～(5)までの判定は、比較的容易なため、解答を参照して下さい。

難解なのは、(6) 特定新規設立法人の納税義務の免除の特例による判定なので、以下で解説します。

【特定新規設立法人の納税義務の免除の特例による判定】



前々課税期間における甲社は、① 基準期間がなく、事業年度開始の日における資本金は1千万円未満であり（新規設立法人）、③ 発行済株式の50%超が乙社に保有されています（特定要件）。従って、甲社は、特定要件を満たす新規設立法人であることから、「新設開始日の属する事業年度の基準期間に相当する期間（令25の4）における乙社の課税売上高」が5億円超であれば、甲社は納税義務が免除されません。

◎ 「新設開始日の属する事業年度の基準期間に相当する期間における乙社の課税売上高」による判定

基準期間相当期間とは、次の区分に応じた各期間をいい、その期間の課税売上高が5億円超かによって判定します。

H30 4/1	H31 4/1	R02 4/1	R03 3/31
第25期	第26期	第27期	
課税売上 367,109,460	課税売上 361,267,284	課税売上 205,126,890	

乙社

H31. 2/1 イ R2. 2/1 ロ・ハ R3. 2/1

イ 新規設立法人の新設開始日（R3. 2/1）の2年前の日の前日（H31. 2/1）から同日以後1年を経過する日（R2. 1/31）までの間に終了した当該判定対象者（乙社）の各事業年度がある場合は、当該各事業年度を合わせた期間（第25期）

⇒ 第25期の課税売上 367,109,460円 ≤ 5億円 ∴ 適用なし

ロ 新規設立法人の新設開始日（R3. 2/1）の1年前の日の前日（R2. 2/1）から当該新設開始日の前日（R3. 1/31）までの間に終了した当該判定対象者（乙社）の各事業年度（その終了する日の翌日（R2. 4/1）から当該新設開始日の前日（R3. 1/31）までの期間が2月未満であるものを除く。）がある場合は、当該各事業年度を合わせた期間（第26期）

⇒ 第26期の課税売上 361,267,284円 ≤ 5億円 ∴ 適用なし

ハ 新規設立法人の新設開始日（R3. 2/1）の1年前の日の前日（R2. 2/1）から当該新設開始日の前日（R3. 1/31）までの間に当該判定対象者（乙社）の事業年度開始の日（R2. 4/1）以後6月の期間（当該6月の期間の末日の翌日（R2. 10/1）から当該新設開始日の前日（R3. 1/31）までの期間が2月未満であるものを除く。）の末日（R2. 9/30）が到来する場合は、当該6月の期間（第27期の上半期6ヶ月間）

⇒ 第27期の上半期6ヶ月間の課税売上 205,126,890円 ≤ 5億円 ∴ 適用なし

※ 12/6を乗じて、12ヶ月分に換算する必要はありません。

2. 前課税期間（自令和3年4月1日 至令和4年3月31日）の納税義務の判定

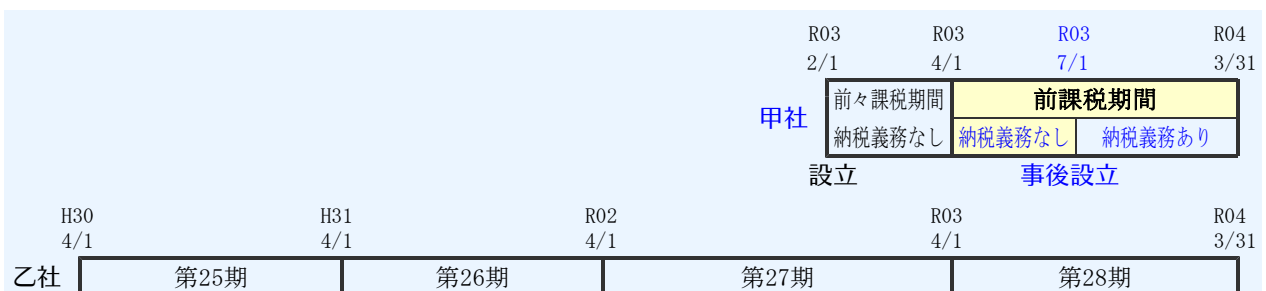
（結論） R3. 4/1～R3. 6/30は納税義務なし、R3. 7/1～R4. 3/31は納税義務あり

	R3. 4/1～R3. 6/30	R3. 7/1～R4. 3/31
(1) 小規模事業者に係る納税義務の免除による判定	} 全ての判定で 納税義務なし	} (1)～(3)の判定 で納税義務なし (4)の判定で 納税義務あり
(2) 消費税課税事業者選択届出書の提出による判定		
(3) 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例による判定		
(4) 相続・合併・分割等に係る納税義務の免除の特例による判定		
(5) 新設法人の納税義務の免除の特例による判定		
(6) 特定新規設立法人の納税義務の免除の特例による判定		

I. R3. 4/1～R3. 6/30の納税義務の判定 ～ 特定新規設立法人の納税義務の免除の特例による判定

上記(1)～(5)までの判定は、比較的容易なため、解答を参照して下さい。

難解なのは、(6) 特定新規設立法人の納税義務の免除の特例による判定なので、以下で解説します。



前課税期間における甲社は、① 基準期間がなく、事業年度開始の日における資本金は1千万円未満であり（新規設立法人）、③ 発行済株式の50%超が乙社に保有されています（特定要件）。従って、甲社は、特定要件を満たす新規設立法人であることから、「新設開始日の属する事業年度の基準期間に相当する期間における乙社の課税売上高」が5億円超であれば、甲社は納税義務が免除されません。

※ 新設開始日とは、新規設立法人の基準期間のない事業年度の開始の日をいいます。基準期間のない事業年度は、前々課税期間と前課税期間なので、新設開始日はそれぞれR3. 2/1とR3. 4/1ということになります。

◎ 「新設開始日の属する事業年度の基準期間に相当する期間における乙社の課税売上高」による判定

基準期間相当期間とは、次の区分に応じた各期間をいい、その期間の課税売上が5億円超かによって判定します。



イ 新規設立法人の新設開始日（R3. 4/1）の2年前の日の前日（H31. 4/1）から同日以後1年を経過する日（R2. 3/31）までの間に終了した当該判定対象者（乙社）の各事業年度がある場合は、当該各事業年度を合わせた期間（第26期）
⇒ 第26期の課税売上 361,267,284円 ≤ 5億円 ∴ 適用なし

ロ 新規設立法人の新設開始日（R3. 4/1）の1年前の日の前日（R2. 4/1）から当該新設開始日の前日（R3. 3/31）までの間に終了した当該判定対象者（乙社）の各事業年度（その終了する日の翌日（R3. 4/1）から当該新設開始日の前日（R3. 4/31）までの期間が2月未満であるものを除く。）がある場合は、当該各事業年度を合わせた期間（該当なし）
⇒ 第27期末の翌日（R3. 4/1）から当該新設開始日の前日（R3. 4/31）までの期間が2月未満であるため、適用なし。

ハ 新規設立法人の新設開始日（R3. 4/1）の1年前の日の前日（R2. 4/1）から当該新設開始日の前日（R3. 3/31）までの間に当該判定対象者（乙社）の事業年度開始の日（R2. 4/1）以後6月の期間（当該6月の期間の末日の翌日（R2. 10/1）から当該新設開始日の前日（R3. 3/31）までの期間が2月未満であるものを除く。）の末日（R2. 9/30）が到来する場合は、当該6月の期間（第27期の上半期6ヶ月間）

⇒ 第27期の上半期6ヶ月間の課税売上 205,126,890円 ≤ 5億円 ∴ 適用なし

※ 12/6を乗じて、12ヶ月分に換算する必要はありません。

II. R3. 7/1～R4. 3/31の納税義務の判定 ～ 分割等に係る納税義務の免除の特例による判定（分割事業年度）

上記(1)～(3)までの判定は、比較的容易なため、解答を参照して下さい。

難解なのは、(4) 相続・合併・分割等に係る納税義務の免除の特例による判定なので、以下で解説します。

一定の要件を満たす事後設立や現物出資は、分割等に含まれます。

【事後設立】会社法467条1項5号

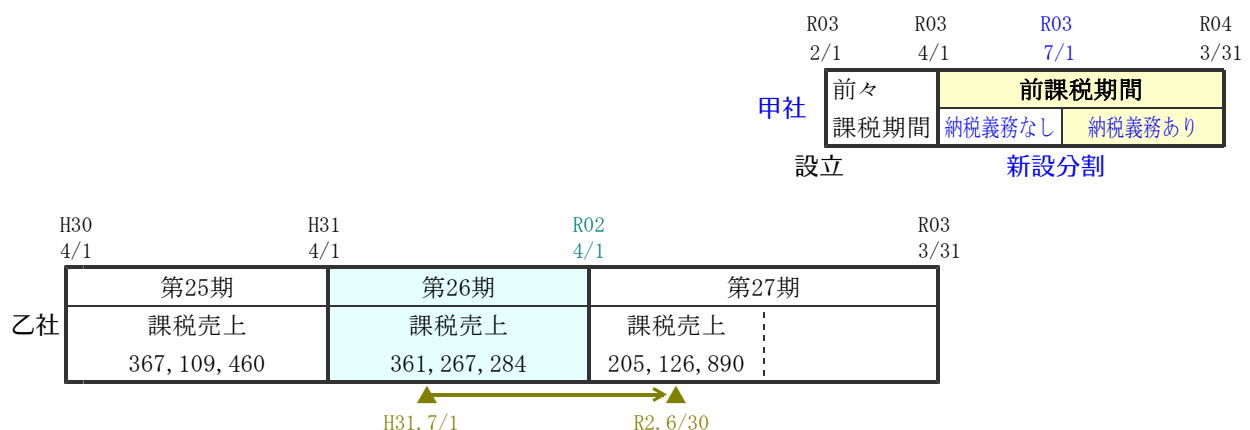
会社成立後2年以内に、事業のために継続して使用するために、会社成立前から存在する財産を取得し、その対価として、会社純資産の20%を超える財産を交付する行為を事後設立といい、事後設立を行うためには、株主総会の特別決議が必要とされています。

【事後設立が分割等に含まれる要件】

次の要件を満たす事後設立は、分割等に含まれます。

- ・ 新たな法人の設立の時に発行済株式の全部をその法人が有していること（法12VII③）。
- ・ 金銭以外の資産の譲渡が、新たな法人の設立の時にあって予定されており、かつ、当該設立の時から6月以内に行われたこととする（令23IX）。

本間における事後設立は、上記要件を満たしているため、分割事業年度における「分割等に係る納税義務の免除の特例」によって、納税義務の判定を行うこととなります。従って、新設子法人とされる甲社には基準期間はありませんが、乙社の「基準期間に対応する期間」の課税売上高が1千万円超なら、甲社は課税事業者となります。



分割事業年度における「基準期間に対応する期間」は、分割事業年度の開始日（R3. 7/1）の2年前の前日（H31. 7/1）から同日以降1年を経過する日（R2. 6/30）までに終了した新設分割法人（乙社）の事業年度とされるため、第26期の課税売上の金額によって判定します。

⇒ 第26期の課税売上 361,267,284円 > 1千万円 ∴ 納税義務あり

3. 当課税期間（自令和4年4月1日 至令和5年3月31日）の納税義務の判定

（結論）納税義務あり

- (1) 小規模事業者に係る納税義務の免除による判定
- (2) 消費税課税事業者選択届出書の提出による判定
- (3) 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例による判定
- (4) 相続・合併・分割等に係る納税義務の免除の特例による判定 → (4)の判定で納税義務あり
- (5) 新設法人の納税義務の免除の特例による判定
- (6) 特定新規設立法人の納税義務の免除の特例による判定

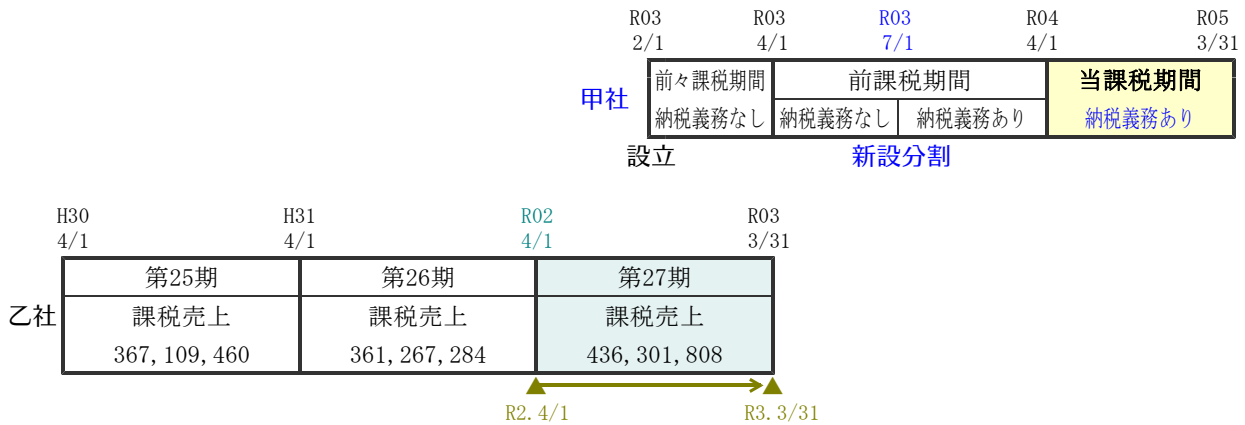
(1)～(3)の判定
で納税義務なし

上記(1)～(3)までの判定は、比較的容易なため、解答を参照して下さい。

難解なのは、(4) 相続・合併・分割等に係る納税義務の免除の特例による判定なので、以下で解説します。

【分割等に係る納税義務の免除の特例による判定 ～ 分割事業年度の翌事業年度】

先述したように、本問の事後設立は、分割等に含まれるため、分割事業年度の翌事業年度における「分割等に係る納税義務の免除の特例」によって、納税義務の判定を行うことになります。従って、「基準期間に対応する期間」の乙社の課税売上高が1千万円超なら、甲社は課税事業者となります。



分割事業年度の翌事業年度における「基準期間に対応する期間」は、その事業年度の開始日（R4. 4/1）の2年前の前日（R2. 4/1）から 同日以降1年を経過する日（R3. 3/31）までに開始した新設分割法人（乙社）の事業年度とされるため、第27期の課税売上金額によって判定します。

⇒ 第27期の課税売上 436,301,808円 > 1千万円 ∴ 納税義務あり

課 税 売 上		免 税 売 上	非 課 税 売 上	不課税売上
7.8%課税売上	67,763,834	7.8%返還等 △24,192	非課税◎ 5,121,827	
特定課税仕入	319,264	6.24%返還等 △76,802	A銀行社債利子等	
6.24%課税売上	19,138,826	175,938	175,938	
課税仕入 標準 (24,150,153 + 534,473 + 8,392,821) × 7.8/110 + 軽減 13,042,904 × 6.24/108 + 特定課税仕入 319,264 × 7.8/100 + 課税貨物 15,799 = D 3,139,782 返還等 △ 77,247 引取還付 △ 1,435				課税仕入以外
課 税 売 上 に 対 応			非課税売上に対応	
標準	24,150,153 × 7.8/110 = 1,712,465	△ 333,703 × 7.8/110 = △23,662	534,473	
軽減	13,042,904 × 6.24/108 = 753,590	△ 927,435 × 6.24/108 = △53,585	× 7.8/110 =	
	仕入税額 2,466,055	返還等 △ 77,247	B 37,898	
	課税貨物 15,799	引取還付 △ 1,435		
A 2,403,172				
共 通 対 応				
7.8%課税仕入	8,392,821 × 7.8/110 = 595,127			C 620,029
特定課税仕入	319,264 × 7.8/100 = 24,902			

1. 課税売上割合の計算

非課税売上 = ◎ 5,121,827

$$\therefore \text{課税売上割合} = \frac{\ominus}{\text{◎} + \ominus} = \frac{79,407,454}{84,529,281} = 0.93940 \dots$$

課税売上高 79,231,516円 (◎ - 非課税資産の輸出等) は 5億円以下であるが、課税売上割合が 95%未満であるため、仕入税額は按分計算が必要

※ 特定課税仕入及び非課税資産の輸出等は、仕入税額の按分計算の要否の判定 (5億円判定) に含めないことに留意すること

税抜き本体 (当年度)

課税売上高の返還等(税抜)	課税売上高 (税抜)
24,192 × 100/110 = 21,992	67,763,834 × 100/110 = 61,603,485
76,802 × 100/108 = 71,112	19,138,826 × 100/108 = 17,721,135
計 93,104	計 79,324,620
免税売上高の返還等 0	
◎ 分子	免税売上高
79,407,454	0
	非課税資産の輸出 175,938

2. 仕入税額の計算 (個別対応方式)

個別対応方式 A 2,403,172 + C 620,029 × 課税売上割合 = 2,985,631

一括比例配分方式 D 3,139,782 × 課・割 - 返還等 77,247 × 課・割 - 引取還付 1,435 × 課・割 = 2,875,621

3. 納付税額の計算

納付税額 (消費税部分)

控除対象仕入税額	2,985,631	課税標準額に対する消費税額	
売上返還等に係る消費税額	24,192 × 7.8/110 + 76,802 × 6.24/108 = 6,152	+ 特定仕入 319,264 = 61,922,749 (千円未満切捨)	
貸倒れに係る消費税額	0	61,922,000 × 7.8% = 4,829,916	
差引税額 (百円未満切捨)	中間 2,943,923	17,721,000 × 6.24% = 1,105,790	
→ 2,943,900	納付 1,435,500	79,643,000 計 5,935,706	
		控除過大消費税額 (貸倒回収)	0

Ⅱ 課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

計 算 過 程		(単位：円)
(1) 標準税率（7.8%）課税売上		
① 課税資産の譲渡等		
$\begin{aligned} & \text{店舗A (店内飲食 41,283,049 - 値引 146,295)} + \text{食事持ち帰り 266,598} + \text{(商品売上 391,886 - 調味料 340,775)} \\ & + \text{店舗B (店内飲食 25,832,961 + レジ袋 7,599)} + \text{デリバリー-配送料収入 468,811} = \text{7.8\%課税売上高 67,763,834} \end{aligned}$		
② 特定課税仕入		
HP作成・メンテ 319,264		
(2) 軽減税率（6.24%）課税売上		
$\begin{aligned} & \text{店舗A (テイクアウト 4,469,836 - 持ち帰り 266,598)} + \text{調味料 340,775} \\ & + \text{店舗B (持ち帰り 5,922,290 - レジ袋 7,599)} + \text{デリバリー- 8,680,120} = \text{6.24\%課税売上 19,138,826} \end{aligned}$		
(3) 課税標準額		
① 標準税率（7.8%）課税売上に係る課税標準額		
$\begin{aligned} & \text{(1)① 7.8\%課税売上高 67,763,834} \times 100/110 + \text{(1)② 特定 319,264} \\ & = 61,603,485 + 319,264 = 61,922,749 \rightarrow \text{61,922,000 (千円未満切捨) } \text{㊦} \end{aligned}$		
② 軽減税率（6.24%）課税売上に係る課税標準額		
$\text{(2) 6.24\%課税売上 19,138,826} \times 100/108 = 17,721,135 \rightarrow \text{17,721,000 (千円未満切捨) } \text{㊦}$		
③ 合計		
$\text{① 61,922,000} + \text{② 17,721,000} = \text{課税標準額 79,643,000}$		金額
		79,643,000 円

【課税標準額に対する消費税額】

計 算 過 程		(単位：円)
(1) 7.8%課税売上に係る課税標準額に対する消費税額		
$\text{7.8\%課税売上に係る課税標準額 61,922,000} \times 7.8\% = \text{4,829,916}$		
(2) 6.24%課税売上に係る課税標準額に対する消費税額		
$\text{6.24\%課税売上に係る課税標準額 17,721,135} \times 6.24\% = \text{1,105,790}$		
(3) 合計		
$\text{(1) + (2) = 5,935,706 } \text{㊦}$		金額
		5,935,706 円

(1) 店舗Aの飲食に係る売上高 41,283,049円（このうち、146,295円は決済時の値引き）

売上と売上値引は、両建て処理が原則ですが、この原則処理は、売上げた後日に値引きを受けた場合の処理を想定しています。これに対し、本問では、売上に通常価格の95%で決済しているため、95%部分のみを譲渡対価の額とします。従って、41,136,754円（＝41,283,049－146,295）が課税売上とされ、店舗での飲食なので、標準税率7.8%が適用されます。

(2) 店舗Aの持ち帰り販売に係る売上高 4,469,836円（店内で飲食した顧客が注文した料理の残りを折詰めにして持ち帰らせるサービスに係るもの 266,598円が含まれており、残額は持ち帰り用として店頭で販売しているテイクアウトメニューに係るものである。）

注文して残った料理の持ち帰り分、及びテイクアウト販売分の売上げは、「課税の対象」となるための4要件を満たしているため「不課税売上」に該当しません。また、限定列挙されている「非課税売上」にも該当せず、「免税売上」にも該当しません。従って、「課税売上」と判定します。なお、注文した料理の持ち帰り分 266,958円は、いったん、「食事の提供」が行われているので、「標準税率」が適用されますが、飲食料品のテイクアウト販売分 4,203,238円は、飲食料品の譲渡なので「軽減税率」が適用されます。

- (3) 店舗Aの小売商品の売上高 391,886円（340,775円はドレッシングやソース等の調味料の売上高であり、残額は食器類及びレジ袋の売上高である。なお、調味料には酒類に該当するものではなく、調味料と食器類を組み合わせたギフトセットの販売は行っていない。）

店舗Aでの小売商品の販売は、「課税の対象」となるための4要件を満たしており、「非課税」にも「免税」にも該当しないため、「課税売上」と判定します。なお、調味料分340,775円は「飲食料品」に含まれるので「軽減税率」が適用され、残額51,111円には「標準税率」が適用されます。

- (4) 店舗Bの飲食に係る売上高 25,832,961円

店舗Bでの小売商品の販売は、「課税の対象」となるための4要件を満たしており、「非課税」にも「免税」にも該当しないため、「課税売上」と判定します。なお、全て「食事の提供」の範囲内と考えられるので、「標準税率」が適用されます。

- (5) 店舗Bの持ち帰り販売に係る売上高 5,922,290円（店内又は店外のテーブルで飲食した顧客が食後に持ち帰り用として注文した軽食メニューに係るもの1,193,737円、及びレジ袋の売上高7,599円が含まれており、残額は店頭で販売した軽食メニューに係るものである。）

店舗Bでの軽食メニューの持ち帰り販売、及び店頭販売は、「課税の対象」となるための4要件を満たしており、「非課税」にも「免税」にも該当しないため、「課税売上」と判定します。なお、顧客が食後に持ち帰り用として注文した飲食料品、及び店頭販売分の5,914,691円は「食事の提供」ではなく、「飲食料品の譲渡」に該当するので、「軽減税率」が適用されますが、レジ袋の販売分7,599円は「飲食料品の譲渡」に該当しないため、「標準税率」が適用されます。

- (6) 店舗Bのデリバリー販売に係る売上高 9,148,933円（店舗Bでは顧客からの注文に応じ軽食メニューの宅配による販売（デリバリー販売）を行っている。上記金額は、デリバリー販売による軽食メニューの売上高8,680,122円及び配送料収入468,811円の合計額である。）

軽食メニューの宅配による販売（デリバリー販売）は、「課税の対象」となるための4要件を満たしており、「非課税」にも「免税」にも該当しないため、「課税売上」と判定します。なお、デリバリー販売は、「飲食料品の譲渡」なので「軽減税率」ですが、配送料収入は「標準税率」です。

- (7) 店舗Aにおける貸切パーティーの予約のキャンセルに伴うキャンセル料 194,630円

本間におけるキャンセル料は「損害賠償金」の性格を有することから、「対価性がないもの」と考え、「不課税」と判定します。

- (8) 災害被災地での料理ボランティアで料理を提供したことによる謝礼金 50,000円（当該料理ボランティアは、災害被災者への支援を行っている特定非営利活動法人（NPO法人）が被災地において無償で食事の提供を行っているものであり、甲社は同法人の呼びかけに応じ、店舗Bで勤務する従業員を被災地に派遣し、避難所内の食堂で被災者に対し食事の提供を行った。上記謝礼金は食事の提供を受けた被災者有志が後日謝礼として甲社宛に現金書留で送金してきたものである。）

被災地において、「無償で食事の提供」を行っていることから、本間の謝礼金は、「提供した食事の対価ではない。」と考えます。従って、受け取った金額は、一般的な「謝礼金」と同じく、「対価性がないもの」として「不課税」と判定します。

Ⅲ 仕入に係る消費税額の計算等

【課税売上割合】

計 算 過 程		(単位：円)				
(1) 課税売上高						
① 課税売上 (7.8%)	: 67,763,834 × 100/110 =	61,603,485				
② 課税売上 (6.24%)	: 19,138,826 × 100/108 =	17,721,135				
③ 課税売上返還等 (7.8%)						
	食器類返品 11,224 + デリバリー配送料返金 12,968 =	24,192				
	24,192 × 100/110 =	21,992				
④ 課税売上返還等 (6.24%)						
	調味料返品 16,741 + デリバリー返品 60,061 =	76,802				
	76,802 × 100/108 =	71,112				
⑤ ① + ② - ③ - ④ =		79,231,516 □				
(2) 非課税資産の輸出等						
	A銀行社債利息等	175,938 □				
(3) 非課税売上高						
	国内預金利息 9,827 + 社宅家賃収入 5,112,000 =	5,121,827 □				
(4) 課税売上割合						
$\frac{(1) + (2)}{(1) + (2) + (3)} = \frac{79,231,516 + 175,938}{79,231,516 + 175,938 + 5,121,827} = \frac{79,407,454}{84,529,281} = 0.9394\dots$						
課税売上割合が 95%未満であるため、仕入税額は按分計算が必要						
課税売上割合		<table style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <td style="text-align: right;">79,407,454</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">84,529,281</td> <td>円</td> </tr> </table>	79,407,454	円	84,529,281	円
79,407,454	円					
84,529,281	円					

課 税 売 上		免 税 売 上	非 課 税 売 上	不 課 税 売 上
7.8%課税売上	67,763,834		非課税○ 5,121,827	
特定課税仕入	319,264		A銀行社債利息等	
6.24%課税売上	19,138,826	非課税資産の輸出 175,938	175,938	
7.8%返還等	△24,192			
6.24%返還等	△76,802			

1. 課税売上割合の計算

非課税売上 = ○ 5,121,827

∴ 課税売上割合 = $\frac{\ominus}{\ominus + \ominus} = \frac{79,407,454}{84,529,281} = 0.9394\dots$

課税売上高 79,231,516円 (⊖ 非課税資産の輸出等) は 5億円以下であるが、課税売上割合が 95%未満であるため、仕入税額は按分計算が必要

税抜き本体 (当年度)

課税売上高の返還等(税抜)	課税売上高 (税抜)
24,192 × 100/110 = 21,992	67,763,834 × 100/110 = 61,603,485
76,802 × 100/108 = 71,112	19,138,826 × 100/108 = 17,721,135
計 93,104	計 79,324,620
免税売上高の返還等 0	免税売上高
○ 分子	0
79,407,454	非課税資産の輸出 175,938

※ 特定課税仕入及び非課税資産の輸出等は、仕入税額の按分計算の要否の判定 (5億円判定) に含めないことに留意すること

【控除対象仕入税額】

計 算 過 程

(単位：円)

(1) 区分経理及び税額

① 課税資産の譲渡等によりのみ要するもの

イ) 課税仕入及び仕入税額

a) 標準税率 (7.8%) 課税仕入

(酒類仕入 6,325,498 + 食器・レジ袋 286,319) + 通勤手当 929,520 + チラシ広告 52,910 + カタログギフト 254,239
 + 通信費 (1,069,384 - 本社分 486,961) + 店舗水道光熱 2,569,733 □ + 消耗品 (456,008 - 本社分 92,387)
 + リース料 409,200 + 店舗修繕費 174,020 + 決済手数料 382,609 + 店舗家賃 (6,270,000 + 4,435,200)
 + 予約サイト利用料 327,833 + 宅配サービス利用料 715,178 + 音楽・映像配信利用料 71,850
 = 課税売上によりのみ対応の7.8%課税仕入 24,150,153

∴ 7.8%課税仕入 24,150,153 × 7.8/110 = 課税売上によりのみ対応の7.8%仕入税額 1,712,465

b) 標準税率 (6.24%) 課税仕入

(食材等仕入 11,140,138 - 輸入食材 273,456) + (飲料等仕入 7,617,779 - 酒類仕入 6,325,498)
 食品仕入 662,691 + 無償提供食材の仕入 221,250 = 課税売上によりのみ対応の6.24%課税仕入 13,042,904

∴ 6.24%課税仕入 13,042,904 × 6.24/108 = 課税売上によりのみ対応の6.24%仕入税額 753,590

c) 合計

a) + b) = 課税売上によりのみ対応の仕入税額合計 2,466,055 □

ロ) 課税貨物に係る仕入税額 輸入食材に係る仕入税額 15,799

ハ) 仕入返還等に係る仕入税額

a) 標準税率 (7.8%) 課税仕入

(酒類返還等 314,159 + 食器・レジ袋返還等 19,544) × 7.8/110 = 23,662

b) 標準税率 (6.24%) 課税仕入

{ (食材返還等 764,929 - 輸入分 24,840) + (飲料返還等 431,981 - 酒類返還等 314,159) + 食品返還等 69,524 }
 × 6.24/108 = 53,585 □

c) 合計

a) + b) = 仕入返還等 (課税売上によりのみ対応) に係る税額 77,247

ニ) 引取還付

引取還付 (課税売上によりのみ対応) に係る税額 1,435

ホ) 合計

イ) + ロ) - ハ) - ニ) = 課税売上によりのみ対応の仕入税額計 2,403,172

② その他の資産の譲渡等によりのみ要するもの □

水道光熱費 4,299,840 - 本社分 1,195,634 - 店舗分 2,569,733 = 非課税売上によりのみ対応の7.8%課税仕入 534,473

∴ 534,473 × 7.8/110 = 非課税売上によりのみ対応の仕入税額合計 37,898

【控除対象仕入税額】 (続き)

計 算 過 程

(単位: 円)

③ 課税資産の譲渡等その他の資産の譲渡等に共通して要するもの ㉒

イ) 課税仕入及び仕入税額

$$\begin{aligned}
 & \text{通勤手当 } (429,600 + 319,300) + \text{福利厚生費 } 352,679 + \text{広告費 } 128,634 + \text{旅費交通費 } 492,873 \\
 & + (\text{接待交際費 } 1,160,001 - \text{カタログギフト } 254,239 - \text{渡切交際費 } 360,000 - \text{慶弔費 } 120,000) \\
 & + \text{本社通信費 } (486,961 - 9,769) + \text{本社水道光熱費 } 1,195,634 + \text{本社消耗品費 } 92,387 \\
 & + \text{PC等リース料 } 607,200 + \text{税務顧問報酬 } 908,160 + \text{本社地代家賃 } 2,963,400 \\
 & = \text{共通対応の7.8\%課税仕入 } 8,392,821 \\
 & \therefore \text{共通対応の7.8\%課税仕入 } 8,392,821 \times 7.8/110 = \text{共通対応の7.8\%仕入税額 } 595,127
 \end{aligned}$$

ロ) 特定課税仕入に係る仕入税額

$$\text{HP作成・メンテ } 319,264 \times 7.8\% = \text{特定課税仕入 (共通対応) に係る仕入税額 } 24,902$$

ハ) 合計

$$\text{イ) } + \text{ロ) } = \text{共通対応の仕入税額計 } 620,029$$

④ 合計 ㉒

イ) 課税仕入及び仕入税額

a) 標準税率 (7.8%) 課税仕入

$$\begin{aligned}
 & \text{課税売上のみ対応 } 24,150,153 + \text{非課税売上のみ対応 } 534,473 + \text{共通対応 } 8,392,821 = \text{7.8\%課税仕入合計 } 33,077,447 \\
 & \therefore \text{7.8\%課税仕入合計 } 33,077,447 \times 7.8/110 = \text{7.8\%仕入税額合計 } 2,345,491
 \end{aligned}$$

b) 標準税率 (6.24%) 課税仕入

$$\therefore \text{6.24\%課税仕入 } 13,042,904 \times 6.24/108 = \text{6.24\%仕入税額合計 } 753,590$$

c) 課税貨物に係る仕入税額: 課税貨物に係る仕入税額 15,799

d) 特定課税仕入に係る仕入税額: 特定課税仕入に係る仕入税額 24,902

e) 合計 a) + b) + c) + d) = 仕入税額合計 3,139,782

ロ) 仕入返還等に係る仕入税額: 仕入返還等に係る税額合計 77,247

ハ) 引取還付: 引取還付に係る税額合計 1,435

(2) 個別対応方式 ㉑形式

$$\begin{aligned}
 & \text{(1)㉑ホ} \quad \text{課税売上のみ対応の仕入税額計 } 2,403,172 + \text{(1)㉑ハ} \quad \text{共通対応の仕入税額計 } 620,029 \times \frac{\text{課税売上割合 } 79,407,454}{84,529,281} \\
 & = 2,985,631
 \end{aligned}$$

(3) 一括比例配分方式 ㉑形式

$$\begin{aligned}
 & \text{(1)㉑イ} \quad \text{仕入税額計 } 3,139,782 \times \frac{79,407,454}{84,529,281} - \text{(1)㉑ロ} \quad \text{仕入返還等に係る仕入税額計 } 77,247 \times \frac{79,407,454}{84,529,281} \\
 & - \text{(1)㉑ハ} \quad \text{引取還付に係る仕入税額計 } 1,435 \times \frac{79,407,454}{84,529,281} = 2,875,621
 \end{aligned}$$

(4) 有利判定: (2) > (3) ∴ 2,985,631 ㉑

金額 2,985,631 円

【売上げに係る対価の返還等に係る消費税額】

計 算 過 程		(単位：円)
(1) 7.8%課税売上に係る返還等 (食器類返品 11,224 + テリバリー返金送料 12,968) × 7.8/110 = 1,715		
(2) 6.24%課税売上に係る返還等 (調味料返品 16,741 + テリバリー返品 60,061) × 6.24/108 = 4,437		
(3) (1) + (2) = 6,152		
金 額	1	6,152 円

IV 差引税額又は控除不足還付税額の計算

【差引税額又は控除不足還付税額】

計 算 過 程		(単位：円)
課税標準額に対する消費税額 5,935,706 - (控除対象仕入税額 2,985,631 + 売上返還等に係る消費税額 6,152)		
= 2,943,923 → 2,943,900 (百円未満切捨)		
金 額	1	2,943,900 円

V 中間納付税額の計算

【中間納付税額】

計 算 過 程		(単位：円)
(1) 一月中間申告 $\frac{3,016,900}{12} = 251,408 \leq 4,000,000$ ∴ 適用なし		
(2) 三月中間申告 $\frac{3,016,900}{12} \times 3 = 754,224 \leq 1,000,000$ ∴ 適用なし 1		
(3) 六月中間申告		
① 判定 $\frac{3,016,900}{12} \times 6 = 1,508,448 > 240,000$ ∴ 適用あり		
② 中間納付税額 1,508,400円 (百未満切捨)		
金 額	1	1,508,400 円

V 納付税額又は中間納付還付税額の計算

【納付税額又は中間納付還付税額】

計 算 過 程		(単位：円)
差引税額 2,943,900 - 中間納付税額 1,508,400 = 納付税額 1,435,500		
金 額		1,435,500 円

- (1) 食材及び調味料の仕入高 11,140,138円（全て飲食料品の仕入高であり、国外から輸入した食材に係るもの273,456円（このうち輸入の際に税関に納付した消費税額は15,799円、地方消費税額は4,457円である。）以外は全て国内における課税仕入れに該当する。）

飲食料品の仕入は、課税の対象となる4要件を満たし、「非課税」にも「免税」にも該当しないので、「課税仕入」です。その上で、飲食料品の売上げが「課税売上」とされるため、飲食料品の国内仕入10,866,682円は「課税売上にのみ要するもの」と判定します。なお、飲食料品の国内仕入については、「軽減税率」が適用されます。また、輸入仕入分は、15,799円を「課税貨物に係る仕入税額」とします。

- (2) 酒類の仕入高 6,325,498円

飲料類の仕入は、課税の対象となる4要件を満たし、「非課税」にも「免税」にも該当しないので、「課税仕入」です。その上で、飲料類の売上げが「課税売上」とされるため、飲料類の仕入は「課税売上にのみ要するもの」と判定します。なお、飲料等の国内仕入については、原則として「軽減税率」が適用されますが、酒類は「標準税率」となります。

- (3) 店舗A及び店舗Bで提供・販売しているケーキ等の洋菓子の仕入高 662,691円

食料品の仕入は、「課税仕入」です。その上で、食料品の売上げが「課税売上」とされるため、食料品の仕入は「課税売上にのみ要するもの」と判定します。なお、食料品の国内仕入については、「軽減税率」が適用されます。

- (4) 店舗Aで販売している食器類の仕入高並びに店舗A及び店舗Bで販売しているレジ袋の仕入高の合計額

食器類やレジ袋の仕入は「課税仕入」です。その上で、食器類やレジ袋の販売は「課税売上」とされるため、「課税売上にのみ要するもの」と判定します。なお、食器類やレジ袋の国内仕入については、「標準税率」が適用されます。

- (5) 従業員に現金で支給した祝金、見舞金（全て社会通念上相当なもの） 75,000円

現金で支給した祝金、見舞金には「対価性がない」ため、課税の対象となるための4要件を満たしていません。従って、「課税仕入以外」と判定します。

- (6) 感染症予防等の観点から産業医として招いた個人開業医に支払った報酬 450,120円

常時50人以上の労働者を使用する事業者は、産業医を選任する必要があり、医療法人と契約した場合の支払報酬は「課税仕入」とされますが、個人開業医を選任した場合の支払報酬は「給与」扱いとされるので、「課税仕入以外」と判定します。

※ 初見の論点だったので、正答率は低いと思われます。

- (7) 自社ホームページに係る広告宣伝費用 319,264円（国外の広告会社X社に依頼している甲社のホームページの作成及びメンテナンスに係るものであり、電気通信利用役務の提供に該当する。なお、ホームページは店舗紹介、企業情報及び求人情報を掲載している。X社は外国法人で、当該作成及びメンテナンス業務は事業者に対してのみ行っている。）

事業者向け電気通信利用役務の提供を享受しているので、その対価として支払った319,264円は、「特定課税仕入」です。その上で、企業全体のHP作成費用なので、「共通対応」と判定します。

※ 特定課税仕入なので、7.8/100を共通対応及び課税標準額の税額に含めます。

- (8) 店舗Bのデリバリー販売に係るポステイングチラシの印刷・配布費用 52,910円

チラシの印刷等費用は「課税仕入」です。その上で、デリバリー販売関連なので、「課税売上にのみ要するもの」と判定します。

- (9) 店舗Aのホールスタッフ及び本社の経理事務職に係る求人広告を国内の求人検索サイトに掲載した費用

求人広告費は「課税仕入」で、ホールスタッフだけでなく、本社経理事務職も広告対象なので、「共通対応」と判定します。

- (10) 仕入先に中元・歳暮として贈答した、飲食料品のみを掲載するカタログギフトの購入費用 254,239円
カタログギフトの購入費用は、「課税仕入」です。その上で、仕入先関連の費用は、飲食料品の販売に直接関連するので、「課税売上」にのみ要するものと判定します。
※ カatalogギフトは物品切手等（非課税）に該当しないので、注意して下さい。
- (11) 甲社役員に対して毎月定額で支給した渡切交際費で精算を伴わないもの
精算を伴わない渡切交際費は、税務上、「給与」として扱います。従って、「課税仕入以外」と判定します。
- (12) 本社に係る通信費 486,961円（国際電話の通話料 9,769円が含まれている。）
通信費は「課税仕入」です。その上で、本社では「課税売上」と「非課税売上」が計上されるので、「共通対応」と判定します。ただし、国際電話料金は、收受した電話会社で「免税売上」となるため、支払側でも消費税を認識しません。従って、9,769円は「課税仕入以外」と判定します。
- (13) 従業員用の借上社宅に係る水道光熱費 534,473円
水道光熱費は「課税仕入」です。その上で、居住用の受取家賃は「非課税売上」なので、「非課税売上」にのみ要するものと判定します。
- (14) 本社に係る消耗品費 92,387円
消耗品費は「課税仕入」です。その上で、本社では「課税売上」と「非課税売上」が計上されるので、「共通対応」と判定します。
- (15) 冷蔵ショーケースのリース料 409,200円
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース料総額を引渡しを受けた期の「課税仕入」とするのが原則ですが、当課税期間に帰属するリース料のみを「課税仕入」とすることも認められています。従って、冷蔵ショーケースのリース料 409,200円は、当課税期間の「課税仕入」です。その上で、冷蔵ショーケースは店舗Bの課税売上の計上に直接的に貢献しているので、「課税売上」にのみ要するものと判定します。
- (16) パソコン及び複合機のリース料 607,200円
オペレーティング・リースに係る当期分のリース料 607,200円は、資産貸付けの対価として、「課税の対象となるための4要件」を満たしており、「非課税」でも「免税」でもないため、「課税仕入」です。その上で、パソコン及び複合機は、本社事務全般で使用されているので、「共通対応」と判定します。
- (17) 信販会社に支払ったクレジット手数料 776,231円（店舗A及び店舗Bにおける決済に係るもの）
売掛金をクレジット会社に譲渡した際の「売却損」と考えるので、消費税の計算上、考慮する必要はありません。
- (18) 決済代行会社に支払ったバーコード決済の決済システム利用料（店舗における決済に係るもの）
決済システム利用料は「課税仕入」で、店舗の「課税売上」に直接貢献するので、「課税売上」にのみ要するものと判定します。
- (19) 税理士法人に対する税務顧問報酬
税理士顧問報酬は「課税仕入」です。その上で、会社全体の共通のコストなので、「共通対応」と判定します。
- (20) 従業員用の借上社宅の家賃 6,120,000円
社宅家賃は、資産の賃貸借の対価として「課税の対象となるための4要件」を満たしていますが、居住用の家賃は政策的な配慮から「非課税」です。従って、「課税仕入以外」と判定します。

- (21) 飲食店予約サイトの利用料 327,833円（内国法人Y社がインターネット上で運営するグルメ・レストラン予約サイトの利用料であり、定額利用料 45,540円と当該サイト経由の予約により生じた飲食に係る売上高に応じて生じる従量料金 282,293円の合計額である。）

予約サイトの利用料は、「課税の対象となるための4要件」を満たしており、「非課税」でも「免税」でもないので、「課税仕入」です。その上で、レストラン予約サイトの利用料は、各店舗の課税売上に直接関係するので、「課税売上にのみ要するもの」と判定します。

※ Y社は内国法人なので、特定課税仕入には該当しません。

- (22) 店舗Bのデリバリー販売に係る宅配サービス事業者の利用料 715,178円

宅配サービス事業者の利用料は、「課税の対象となるための4要件」を満たしており、「非課税」でも「免税」でもないので、「課税仕入」です。その上で、店舗Bのデリバリー販売に係る費用は、店舗Bの課税売上に直接関係するので、「課税売上にのみ要するもの」と判定します。

- (23) 音楽・映像配信利用料 71,850円（外国法人Z社が提供する音楽・映像配信に係るものであり、甲社は当該配信を店舗A及び店舗Bにおける店内BGM及びBGMVとして利用している。当該配信は電気通信利用役務の提供に該当する。なお、Z社は当該配信を消費者に対しても行っており、Z社は登録国外事業者として国税庁長官の登録を受けている。）

消費者向け電気通信利用役務の提供を受け、かつ、提供する外国法人Zが「登録国外事業者」であるため、音楽・映像配信利用料 71,850円は、「仕入税額控除」の適用を受けることができます。その上で、各店舗内で配信されるので、「課税売上にのみ要するもの」と判定します。

- (24) 無償提供分の食材購入費用 221,250円（店舗Bにおいて使用する為に購入した食材のうち、災害被災地での料理ボランティアにおける調理に使用したものの購入費用を材料・商品仕入高から振り替えたものであり、全て飲食料品の購入に該当する。）

飲食料品の購入は「課税仕入」です。その上で、対価を伴わない無償による提供は「不課税」とされるので、災害被災地への無償提供は、「不課税売上にのみ要する課税仕入」となり、以下のように定められています。

- ① 無償提供した自社製造製品の材料費等 ⇒ A（課税売上のみ）
- ② 無償提供した自社商品の仕入 ⇒ A（課税売上のみ）
- ③ 無償提供した自社商品以外の資産 ⇒ C（共通対応）
- ④ 無償提供のための旅費等 ⇒ C（共通対応）

問 2 ㊦

I 納税義務の有無の判定及び簡易課税制度の適用の有無の判定 ㊦

区 分	計 算 過 程 (単位：円)
納税義務の有無の判定 ㊦・無 いずれかに○をつけること	$23,357,021 \times \frac{12}{10} = 28,028,424 > 10,000,000$ ∴ 納税義務あり
簡易課税制度の適用の有無の判定 ㊦・無 いずれかに○をつけること	(1) 簡易課税制度選択届出書の提出あり (2) $28,028,424 \leq 50,000,000$ ∴ 適用あり

納付税額 (消費税部分)

控除対象仕入税額 $311,361 \times 0.715\dots = 222,806$ (7.8%分) $3,887,145 \times 0.707\dots = 2,750,167$ (6.24%分)	課税標準額に対する消費税額 $4,007,000 \times 7.8\% = 312,546$ $62,723,000 \times 6.24\% = 3,913,915$ <u>4,226,461</u>
売上返還等に係る消費税額 $16,720 \times 7.8/110 = 1,185$ (7.8%分) $784,080 \times 6.24/108 = 45,302$ (6.24%分)	
貸倒れに係る消費税額 0 $421,200 \times 6.24/108 = 24,336$ (6.24%分)	
差引税額 (百円未満切捨) $88,555$ (7.8%分) $1,122,642$ (6.24%分) <u>1,201,197</u> → <u>1,201,100</u>	中間納付税額 290,200 ----- 納付税額 910,900
	控除過大消費税額 (貸倒回収) $320,760 \times 6.24/108 = 18,532$ (6.24%分)

II 課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

計 算 過 程	(単位：円)		
(1) 標準税率 (7.8%) 適用 事業者パン切り包丁 (第一種) 231,000 + 消費者パン切り包丁 (第二種) 701,250 + 製造機器下取り (第四種) 748,000 ㊦ + ゴルフ会員権売却 (第四種) 1,210,000 + 家賃収入 (第六種) 1,518,000 = 4,408,250 ∴ $4,408,250 \times 100/110 = 4,007,500$ → <u>4,007,000</u> (千円未満切捨)			
(2) 軽減税率 (6.24%) 適用 事業者ジャム・バター (第一種) 2,162,160 + 消費者ジャム・バター (第二種) 4,082,400 + 自販機飲料販売 (第二種) 941,520 ㊦ + 事業者食パン (第三種) 20,347,200 + 消費者食パン (第三種) 39,571,200 + 社員向け食パン (第三種) 637,200 = 67,741,680 ∴ $67,741,680 \times 100/108 = 62,723,777$ → <u>62,723,000</u> (千円未満切捨)			
(3) 合計 (1) + (2) = 66,730,000 ㊦			
	<table border="1"> <tr> <td>金額</td> <td>66,730,000円</td> </tr> </table>	金額	66,730,000円
金額	66,730,000円		

【課税標準額に対する消費税額】

計 算 過 程		(単位：円)
(1) 標準税率 (7.8%) 適用		
$4,007,000 \times 7.8\% = 312,546$ ㊦		
(2) 軽減税率 (6.24%) 適用		
$62,723,000 \times 6.24\% = 3,913,915$ ㊦		
(3) 合計		
(1) + (2) =	4,226,461	金額 4,226,461円

Ⅲ 貸倒回収に係る消費税額

計 算 過 程		(単位：円)
食パン販売 (第三種) $320,760 \times 6.24/108 = 18,532$ ㊦		
		金額 18,532円

Ⅳ 仕入れに係る消費税額の計算等

【控除対象仕入税額】

計 算 過 程		(単位：円)
1. 業種別課税売上高	特例の適用の有無を判定するために、あらかじめ計算しておく	
(1) 第一種 (2,181,000 / 65,990,077 ≒ 3.3%)		
事業者パン切り包丁 (第一種) $231,000 \times 100/110$ + 事業者ジャム・バター (第一種) $2,162,160 \times 100/108$ - 返還等 (第一種) $33,480 \times 100/108 = 2,181,000$ ㊦		
(2) 第二種 (5,274,077 / 65,990,077 ≒ 7.9%)	特例の適用の有無を判定は、貸倒・貸倒回収は考慮しないが、売上返還等は考慮する。	
消費者パン切り包丁 (第二種) $701,250 \times 100/110$ - 返還等 (第二種) $16,720 \times 100/110$ + (消費者ジャム・バター (第二種) $4,082,400$ + 自販機飲料販売 (第二種) $941,520$) $\times 100/108 = 5,274,077$		
(3) 第三種 (55,375,000 / 65,990,077 ≒ 83.9%)		
(事業者食パン (第三種) $20,347,200$ + 消費者食パン (第三種) $39,571,200$ + 社員向け食パン (第三種) $637,200$) $\times 100/108$ - (返還等 (第三種) $545,400$ + 返還等 (第三種) $205,200$) $\times 100/108 = 55,375,000$ ㊦		
(4) 第四種 (1,780,000 / 65,990,077 ≒ 2.6%)		
(製造機器下取り (第四種) $748,000$ + ゴルフ会員権売却 (第四種) $1,210,000$) $\times 100/110 = 1,780,000$		
(5) 第六種 (1,380,000 / 65,990,077 ≒ 2.0%)		
家賃収入 (第六種) $1,518,000 \times 100/110 = 1,380,000$		
(6) 合計		
(1) + (2) + (3) + (4) + (5) =	65,990,077	

【控除対象仕入税額】 続き

計 算 過 程		(単位：円)
2. 業種別消費税額 ② みなし仕入率を加重平均するためのウェイトとするために、あらかじめ計算しておく		
(1) 第一種		
① 標準税率 (7.8%) 適用	事業者パン切り包丁 (第一種) $231,000 \times 7.8/110 = 16,380$	ウェイトとしての「預かった消費税」も貸倒・貸倒回収は考慮しないが、売上返還等は考慮する。
② 軽減税率 (6.24%) 適用	事業者ジャム・バター (第一種) $2,162,160 \times 6.24/108 -$ 返還等 (第一種) $33,480 \times 6.24/108 = 122,990$	
(2) 第二種		
① 標準税率 (7.8%) 適用	消費者パン切り包丁 (第二種) $701,250 \times 7.8/110 -$ 返還等 (第二種) $16,720 \times 7.8/110 = 48,540$	
② 軽減税率 (6.24%) 適用	(消費者ジャム・バター (第二種) $4,082,400 +$ 自販機飲料販売 (第二種) $941,520) \times 6.24/108 = 290,270$	
(3) 第三種 (6.24%) 適用		
	(事業者食パン (第三種) $20,347,200 +$ 消費者食パン (第三種) $39,571,200 +$ 社員向け食パン (第三種) $637,200) \times 6.24/108 -$ (返還等 (第三種) $545,400 +$ 返還等 (第三種) $205,200) \times 6.24/108 = 3,455,400$	
(4) 第四種 (7.8%) 適用		
	(製造機器下取り (第四種) $748,000 +$ ゴルフ会員権売却 (第四種) $1,210,000) \times 7.8/110 = 138,840$	
(5) 第六種 (7.8%) 適用		
	家賃収入 (第六種) $1,518,000 \times 7.8/110 = 107,640$	
(6) 合計		
① 標準税率 (7.8%) 適用	(1)① + (2)① + (4) + (5) = 311,400	
② 軽減税率 (6.24%) 適用	(1)② + (2)② + (3) = 3,868,660	
3. 基礎となる消費税額 ② まず、各業種の売上高を合計して税抜き後、千円未満を切り捨てる (=課税標準額)。次に、税率を乗じる (=課税標準額に対する消費税額) さらに、「貸倒回収に係る消費税額」を加え、「売上返還等に係る消費税額」を控除する。「貸倒れに係る消費税額」は考慮しないことに注意!		
(1) 課税標準に対する消費税額		
① 7.8%適用分	$4,007,000 \times 7.8\% = 312,546$	
② 6.24%適用分	$62,723,000 \times 6.24\% = 3,913,915$	
(2) 売上返還等に係る消費税額		
① 7.8%適用分	$16,720 \times 7.8/110 = 1,185$	
② 6.24%適用分	$33,480 \times 6.24/108 + (545,400 + 205,200) \times 6.24/108 = 45,302$	
(3) 貸倒回収に係る消費税額 (6.24%適用分)		
	$320,760 \times 6.24/108 = 18,532$	
(4) 基礎となる消費税額		
① 7.8%適用分	(1)① - (2)① = 311,361	
② 6.24%適用分	(1)② - (2)② + (3) = 3,887,145	

【控除対象仕入税額】 続き

計 算 過 程

(単位：円)

4. みなし仕入率及び控除対象消費税額

(1) 原則法 ㉓

原則法： 預かった消費税で事業種別のみなし仕入率をウエイト付けて、加重平均みなし仕入率を求め、これに「基礎となる消費税額」を乗じて、控除対象仕入税額を求めます。

① 7.8%適用分

$$311,361 \times \frac{16,380 \times 90\% + 48,540 \times 80\% + 138,840 \times 60\% + 107,640 \times 40\%}{16,380 + 48,540 + 138,840 + 107,640 (=311,400)} = 179,911$$

② 6.24%適用分

$$3,887,145 \times \frac{122,990 \times 90\% + 290,270 \times 80\% + 3,455,400 \times 70\%}{122,990 + 290,270 + 3,455,400 (=3,868,660)} = 2,774,882$$

③ 合計

$$\text{①} + \text{②} = \boxed{2,954,793}$$

(2) 特例法Ⅰ (特定1事業・・・第三種) ㉑

特例法Ⅰ： 1業種の課税売上が全体の課税売上の75%以上のときは、その1業種の「みなし仕入率」を他の業種にも適用できます。

① 判定

$$55,375,000 / 65,990,077 \approx 0.839 \dots \geq 75\% \quad \therefore \text{適用あり}$$

② 控除対象仕入税額

$$311,361 \times 70\% + 3,887,145 \times 70\% = \boxed{2,938,953}$$

特例法Ⅱ： 2業種の課税売上が全体の課税売上の75%以上のときは、まず、選択した2業種の「みなし仕入率」のうち、大きい方の「みなし仕入率」をその業種の「預かった消費税」でウエイト付けし、次に、選択した2業種のうち、もう一方の業種の「みなし仕入率」を残りの預かった消費税でウエイト付けて求めた「加重平均みなし仕入率」に「基礎となる消費税額」を乗じて、控除対象仕入税額を計算します。

(3) 特例法Ⅱ (特定2事業・・・第一種、第三種)

① 判定

$$(2,181,000 + 55,375,000) / 65,990,077 \approx 0.872 \dots \geq 75\% \quad \therefore \text{適用あり}$$

② 7.8%適用分

$$311,361 \times \frac{16,380 \times 90\% + (311,400 - 16,380) \times 70\%}{311,400} = 221,228$$

③ 6.24%適用分

$$3,887,145 \times \frac{122,990 \times 90\% + (3,868,660 - 122,990) \times 70\%}{3,868,660} = 2,745,717$$

④ 合計

$$\text{②} + \text{③} = \boxed{2,966,945}$$

(4) 特例Ⅱ (特定2事業・・・第二種、第三種) ㉒

① 判定

$$(5,274,077 + 55,375,000) / 65,990,077 \approx 0.919 \dots \geq 75\% \quad \therefore \text{適用あり}$$

② 7.8%適用分

$$311,361 \times \frac{48,540 \times 80\% + (311,400 - 48,540) \times 70\%}{311,400} = 222,806$$

③ 6.24%適用分

$$3,887,145 \times \frac{290,270 \times 80\% + (3,868,660 - 290,270) \times 70\%}{3,868,660} = 2,750,167$$

④ 合計

$$\text{②} + \text{③} = \boxed{2,972,973}$$

【控除対象仕入税額】 続き

計 算 過 程	(単位：円)
<p>(5) 特例Ⅱ (特定2事業・・・第三種、第四種)</p> <p>① 判定 $(55,375,000 + 1,780,000) / 65,990,077 \approx 0.866 \dots \geq 75\% \quad \therefore \text{適用あり}$</p> <p>② 7.8%適用分 $311,361 \times \frac{0 \times 70\% + (311,400 - 0) \times 60\%}{311,400} = 186,816$</p> <p>③ 6.24%適用分 $3,887,145 \times \frac{3,455,400 \times 70\% + (3,868,660 - 3,455,400) \times 60\%}{3,868,660} = 2,679,478$</p> <p>④ 合計 $\text{②} + \text{③} = \boxed{2,866,294}$</p>	
<p>(6) 特例Ⅱ (特定2事業・・・第三種、第六種)</p> <p>① 判定 $(55,375,000 + 1,380,000) / 65,990,077 \approx 0.860 \dots \geq 75\% \quad \therefore \text{適用あり}$</p> <p>② 7.8%適用分 $311,361 \times \frac{0 \times 70\% + (311,400 - 0) \times 40\%}{311,400} = 124,544$</p> <p>③ 6.24%適用分 $3,887,145 \times \frac{3,455,400 \times 70\% + (3,868,660 - 3,455,400) \times 40\%}{3,868,660} = 2,596,431$</p> <p>④ 合計 $\text{②} + \text{③} = \boxed{2,720,975}$</p>	
<p>(7) 選択</p> <p>$\boxed{2,972,973} > \boxed{2,966,945} > \boxed{2,954,793} > \boxed{2,938,953} > \boxed{2,866,294} > \boxed{2,720,975}$</p> <p>$\therefore \boxed{2,972,973}$</p>	
金額	2,972,973円

【売上げに係る対価の返還等に係る消費税額】

計 算 過 程	(単位：円)
<p>(1) 標準税率 (7.8%) 適用 <small>事業者バン切り包丁 (第二種)</small> $16,720 \times 7.8/110 = 1,185 \text{ 円}$</p>	
<p>(2) 軽減税率 (6.24%) 適用 <small>事業者ジャム・バター (第一種)</small> $33,480$ + <small>事業者食パン (第三種)</small> $545,400$ + <small>消費者食パン (第三種)</small> $205,200 = 784,080$ $784,080 \times 6.24/108 = 45,302$</p>	
<p>(3) 合計 $\text{(1)} + \text{(2)} = 46,487$</p>	
金額	46,487円

【貸倒れに係る消費税額】

計 算 過 程		(単位：円)
食パン販売 (第三種) $421,200 \times 6.24/108 = 24,336$ ①		
金額		24,336円

【控除税額小計】

計 算 過 程		(単位：円)
(1) 標準税率 (7.8%) 適用 控除対象仕入税額 $222,806$ + 売上返還等に係る消費税額 $1,185 = 223,991$		
(2) 軽減税率 (6.24%) 適用 控除対象仕入税額 $2,750,167$ + 売上返還等に係る消費税額 $45,302$ + 貸倒れに係る消費税額 $24,336 = 2,819,805$		
(3) 合計 (1) + (2) = $3,043,796$		
金額		3,043,796円

V 差引税額又は控除不足還付税額の計算

【差引税額又は控除不足還付税額】

計 算 過 程		(単位：円)
(1) 標準税率 (7.8%) 適用 課税標準額に対する消費税額 $312,546$ - 控除税額小計 $223,991 = 88,555$		
(2) 軽減税率 (6.24%) 適用 課税標準額に対する消費税額 $3,913,915$ + 貸倒回収に係る消費税額 $18,532$ - 控除税額小計 $2,819,805 = 1,112,642$		
(3) 合計 (1) + (2) = $1,201,197 \rightarrow 1,201,100$		
金額		1,201,100円

VI 納付税額又は中間納付還付税額の計算

【納付税額又は中間納付還付税額】

計 算 過 程		(単位：円)
差引税額 $1,201,100$ - 中間納付 $290,200 = 910,900$		
金額		910,900円